

# 会 議 録

- 1 会 議 名 木更津市立公民館運営審議会第3回定例会
- 2 開 催 日 時 平成29年12月20日(水)午後1時30分～午後5時00分
- 3 開 催 場 所 木更津市立中央公民館 1階 大ホール
- 4 出席者氏名 **【公民館運営審議会委員】** 20名  
廣部 昌弘 陶山 隆司 村上 淑子 船木迫 久美子 北村 和則  
岸 明子 青木 健 古藤田 憲之 元木 榮 三上 由美子  
鈴木 正 清水 正夫 秋元 豊 山田 治子 渡利 明  
安藤 清康 澤邊 賢司 清水 弘美 鶴岡 栄次郎 鶴岡 俊之  
  
**【公民館長】** 16名  
石井 一彦 (中央公民館) 関口 明 (八幡台公民館)  
稲木 章宏 (富来田公民館) 高橋 栄二 (東清公民館)  
江野澤 和彦 (岩根公民館) 星野 隆弘 (清見台公民館)  
高橋 利幸 (鎌足公民館) 西嶋 久美子 (畑沢公民館)  
竹内 淑子 (金田公民館) 若鍋 知幸 (岩根西公民館)  
加藤 高明 (中郷公民館) 渡辺 賢一 (西清川公民館)  
露崎 善男 (富岡公民館) 石井 春久 (波岡公民館)  
伊藤 孝 (文京公民館) 篠原 和行 (桜井公民館)  
  
**【生涯学習課職員】** 2名  
秋元 淳 (生涯学習課課長)  
鈴木 和代 (生涯学習課副主幹)  
  
**【事務局職員】** 4名  
松本 明子 (中央公民館副主幹)  
佐藤 孝行 (中央公民館主査)  
小野 裕太 (中央公民館事務員)  
岩崎 雅子 (中央公民館社会教育指導員)
- 5 議題及び公開又は非公開の別 公開  
議案第1号 公民館利用の使用料見直しについて(減免基準について)  
  
議案第2号 平成29年度公民館文化祭(まつり)及び視察研修の実施結果  
について

- 報告事項
- (1) 各種選出委員からの活動経過報告
  - (2) 平成29年度君公運審連・君公連合同研修会について
  - (3) 平成29年度木更津市政功労者表彰受賞について
  - (4) その他

6 傍聴人の数 0人

7 会議概要 以下のとおり

事務局より、出席者数が2分の1以上に達した（20名の定員に対して20名の出席）ので、本会議が成立したこと、及び、本会議は公開制であることを報告。

平成29年度木更津市立公民館運営審議会第3回定例会を開会する。

山田 治子委員長： それでは、これより議事を進めさせていただきます。議案第1号「公民館利用の使用料見直しについて（減免基準について）」に入ります。

今年の9月議会で公民館設置及び管理運営条例の一部改正が議決され、来年4月から公民館原則有料となります。ただし、「真にやむを得ない場合に限り」減免するというので、その減免基準について、公運審から意見を出させていただいております。今回も生涯学習課秋元課長に出席をいただいておりますので、その後の減免についての進捗状況と、さらにその運用について説明をいただきます。ではよろしくをお願いします。

秋元生涯学習課長： 議案第一号、「公民館利用の使用料見直しについて」ということですが、その前に少しお時間をいただきまして、私の方から今日お配りした資料の説明をさせていただきます。一つ目ですが資料6に中央公民館の仮移転事業についてという資料が配られていると思いますので、そちらの説明をさせていただきます。中央公民館の、仮移転に伴うこれまでの経緯ということですが、中央公民館は平成24年度に実施した耐震診断により、耐震性能が不足していることが報告されました。そのために、直ちに他の公共施設などへ公民館機能を移転し、利用者、職員の安全を確保する必要があり、公共施設再配置計画にも位置づけられたところでございます。また兼ねてより公民館利用者からのご意見や地元区長、町内会長の皆様からも、ご要望書をいただくなど早急な対応が求められておりました。このような状況を踏まえまして中央公民館は全市的な教育文化活動の中核を担う施設であり、また木更津第一中学校区を対象とした公民館であることから、できるかぎりその機能を損わ

ないよう既存の市有施設はもとより、民間施設も含めて仮移転先を検討してまいりました。その結果といたしまして、そちらの資料にありますとおり当該地区内にあります、スパークルシティ木更津を仮移転先とさせていただくことを決定いたしました。借りる場所でございますがA館の6階、今の駅前庁舎が入っているところで8階が駅前庁舎、7階が議会となっておりますが、6階部分の972.9平方メートル、坪数にすると294.30坪になります。6階全てですと2489平方メートルということになります。その1フロアとまではいきませんが一部フロアをお借りするということと、B館の3階部分376.0平方メートルということとで以前駅前ホールになっていたところをお借りすることとなりました。賃借の期間ですが平成30年7月1日から平成37年の3月31日までの6年9ヶ月となります。平成37年3月31日というのは今の駅前庁舎を借りている期間と同じ期間となっております。今後の予定でございますが、速やかに管理会社との契約をした上で、管理会社に工事をお願いし、改修工事を進めまして来年の7月中の開館を目指して準備を進めていく予定でございます。資料の中に今後の予定と書いてありますが、こちらといたしましては、この予定表に沿って7月の早い段階から、開館としたいと考えております。なお、この施設ですが、できる限り閉館の期間をあげないように、中央公民館の館長、職員と調整をしながら進めてまいりたいと考えております。以上が中央公民館の仮移転の報告でございます。

次に、資料7でございます。八幡台公民館の耐震診断結果等についてということで、昨年度に実施いたしました八幡台公民館の耐震診断におきまして、耐震指標、建物の耐震性能を表す指標が安全性の目安となる0.7を大きく下回る診断結果となりました。具体的には、0.29という数字が出てまいりまして、非常に安全性については危機感を募らしておりました。そのような状況を踏まえ、教育委員会といたしまして、利用者、職員の安全を第一とし、耐震補強工事を行うことを、関係部局と相談し決めさせていただいたところでございます。既に、本年11月から、一番部屋が広く、強度が極めて安全に支障を来すであろう八幡台公民館の集会室について、まず使用禁止とさせていただきました。現在、耐震補強改修工事に向けた設計を行っており、設計終了後は速やかに工事を実施する予定としております。具体的な工事の時期につきましては、また改めて決まり次第お知らせをしてまいりますが、この耐震改修工事を行っている間は休館とさせていただきます。休館中は他施設を借用し、公民館主催事業の開催は出来る限り行っていく方向でございますが、サークル活動等でご迷惑をお掛けすると思っておりますので、ご了承いただければと思っております。なお、工事が終了して改めて開館できるのは平成31年4月という予定になっておりますが、工事が終了次第できる限り繰り上げて開館が出来るようにしてまいりたいと考えております。以上が八幡台公民館の耐震についてでございます。

次に公民館使用料の見直しにつきまして、特に今日は減免基準ということで鈴木

生涯学習課総括の方からご説明をさせていただきます。その後、ご質問の方に入らせていただきたいと思います。

鈴木生涯学習課総括： 本日の資料としましては資料1から資料5までございます。

資料2につきましては、木更津市立公民館設置及び管理運営条例ということで9月に市議会で可決されたものになります。また資料3につきましては、木更津市立公民館管理運営規則ということで、こちらも10月の教育委員会会議で可決されております。資料4、資料5につきましては参考ということで、公民館使用許可申請書、減免の申請書をお配りさせていただいております。本日ご説明させていただきますのは、資料1を主に使わせていただきますが、その中で条例や規則等が出てまいります。そのために参考資料ということで、資料2から資料5まで皆さんに配らせていただきました。それから、本日配布した資料で、公民館使用料免除対象団体一覧表というのを素案として配らせていただきました。こちらにつきましては、個々の団体名を記入させていただいております、あくまでも現時点の素案でございます。本日、公民館運営審議会委員の皆様からまたご意見をいただいて、この後15時(12月20日)から社会教育委員会議を予定しております。12月22日には教育委員会会議がございますので、それぞれご意見をいただいた中で、また協議させていただいて最終的な決定をしていこうと考えておりますので、くれぐれもこの一覧表につきましては他には公表されないようよろしくお願いいたします。

それでは資料1をご覧くださいと思います。木更津市立公民館使用許可等に係わる審査基準、標準処理機関、及び不利益処分の基準、一部抜粋(素案)でございます。中をご覧ください。皆様には聞きなれない審査基準という言葉かと思われませんが、条例等の規定に基づく申請により求められた許認可等をするかどうか、というのを条例等の定めに従って、判断するために必要な基準というのを設けなければいけないということになっております。それを審査基準と言っております。今回、減免団体の詳細につきましては、条例の中にて規則の中でも特に謳っておりませんので、この審査基準というものを使って、免除団体をどうするのかを定めていくこととなります。この木更津市立公民館使用料減免に係わる審査基準及び標準処理期間及び不利益処分の基準というものは、今回新たに作るものではなく、これまでもあったものを改正することとなります。中身をご覧くださいと思いますが、青の字で直しているものが、今回改正をする部分でございます。線が引かれている部分は削除する予定でございます。条例や規則につきましては、条項等変わっておりますので、そちらが削除、加筆になっております。ページ真ん中から下の部分が青字になっておりますが、こちらは前にも皆様にはご説明させていただいたかと思いますが、今回は減免とは言っておりますが減額は今のところ想定してなく免除団体のみと考えております。ですので、そのことについて、この青字のところを書かせていただいております。中身については以前ご説明させていただいた免除団体の考え方と、ほぼ同じものだと考えていただいて結構です。この部分を読ませて

いただきます。

使用料を免除するものは、以下のとおりとします。その団体の主たる目的のために利用する場合には免除とする。ただし、団体の活動目的が公益であっても構成員の親睦を目的とするもの、趣味や余暇活動として行われるものは除きます。

(1) 公共又は公益の目的で利用する場合の①公益的団体が利用する場合、これにつきましては広く地域振興を目的とした公益的な活動をしている団体が利用する場合といたします。例としましては、区・町内会・自治会、木更津市消防団、木更津市防犯協会、木更津市交通安全協会、地区まちづくり協議会、地区振興対策協議会などがこちらに属すると考えております。あわせてお配りいたしました対象団体一覧表の NO.15～31 がこのくくりになるかと思っておりますので、あわせて参考までにご覧いただければと思います。

②でございますが、②市内幼稚園、学校及び公的教育団体が利用する場合⇒教育活動の一環として利用する場合。(保護者会が実施する会議、研修等も含む) と考えております。例といたしましては、市内の幼稚園・小中学校、高等学校、高等専門学校、大学及び公的教育団体でございます。こちらにつきましては、一覧表の NO.5～14 が該当するかと思っております。

③社会教育団体が利用する場合⇒広く地域住民のために行われる学習・文化・スポーツ活動を推進する団体、青少年健全育成を目的としている団体が利用する場合(市教育振興事業補助金交付団体や市が関与または運営を支援・助成する団体であること)。例といたしましては、木更津市子ども会育成連絡協議会(加盟単位子ども会)、木更津市 PTA 連絡協議会(単位 PTA)、木更津市青少年相談員連絡協議会などを挙げさせていただいております。こちらの社会教育団体のくくりといたしましては、表の NO.32～60 を現在のところ挙げさせていただいております。

④社会福祉団体が利用する場合⇒広く地域福祉の推進を図ることを目的とする団体が利用する場合(木更津市がその活動に関与する団体等)、障がい者団体(障がい者福祉を目的とした活動で使用する場合)、例といたしましては木更津市老人クラブ連合会(加盟地区老人会)、木更津市社会福祉協議会(地区社協)、木更津市民生委員児童委員協議会、木更津市赤十字奉仕団などを挙げさせていただいております。一覧表では NO.61～107 を現在のところを当該団体として考えております。

(2) 公用目的で利用する場合、①市・市教育委員会が主催または共催により利用する場合②国・都道府県・他市町村が主催または共催により利用する場合③一部事務組合が主催または共催により利用する場合、こちらにつきましては一覧表の No.1.2.3.4 ということで挙げさせていただいております。

(3) その他、教育委員会が公益上特に必要と認める場合につきましては、現在のところ挙げさせていただいているのが、団体が部屋を利用して、その他に保育の為に他の部屋を利用される場合につきましては、保育の為に利用される部屋については免除でよろしいのではと現在のところ考えております。

次に、2.標準処理期間、木更津市立公民館設置及び管理運営条例第10条第3項及び木更津市立公民館管理運営規則第10条に規定する使用料の減免についての標準処理期間は、3日（土曜・日曜・並びに休館日は数えません。）とします。また、3.減免取消しの処分基準、こちらについては今までと変更無く、このまま使用させていただければと思います。免除の団体につきましては、今回この表を作るにあたりまして、有料になるにあたり各公民館、木更津市の各課に公民館が、免除対象団体となる団体について、各課に所属している団体等があるかどうか照会をかけた。それを一覧表に反映させております。ただし、今後運用を始めた後、新しい団体が加わったりすることがあるかと思っておりますので、この一覧表はこれが全てではなく、この後も変わっていくということをご承知おきいただきたいと思っております。また今日、皆様からご意見をいただく中で、その点についても訂正等も加わることもございますので、そういった意味でも本日の資料ということで、ご承知おきいただきたいと思っております。私からは以上になります。

山田 治子委員長： ただ今、公民館利用の使用料見直しについて（減免基準について）説明していただきました。今の説明について質疑時間を設けます。ご質問・ご確認したいことがありましたら、お願いします。

#### 委員発言

廣部 昌弘 委員： ただ今のご説明で、私どもといたしましては公立の学校関係ということで出席させていただいておりますので、公立の中学校の利用料や教育研究団体の利用料を減免にいただいているので特に異論はございません。

陶山 隆司 委員： 私は木更津市文化協会の方から出ていますので、木更津市文化協会の会議等は減免でよろしかったでしょうか。そこが減免でしたら、特に異論はございません。

村上 淑子 委員： 質問としてお聞きしたいのですが図書館関係は、資料のどこに載っていますか。図書館の会議で使う場合は教育委員会になるわけでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 図書館の協議会などでということでしょうか。それとも図書館のサークルでしょうか。

村上 淑子 委員： 図書館の依頼によって福祉活動を行っているのですが。

鈴木生涯学習課総括： 図書館で活動している活動していないに関わらず、その団体が免除になるかならないかにつきましては、個々に対応をすることになるかと思っておりますので、その団体

がどういう団体かによって変わってくるかと思えます。それについては、この一覧表に載っていない場合でも、公民館を使う場合には各部屋、各公民館分担で4月以降は判断していくこととなりますので、全部ひっくるめてということではなく、各個々の団体ごとに対応をしていただくということになるかと思えます。

村上淑子委員： はい、わかりました。

船木迫久美子委員： 保育で使わせてもらっています。免除団体の方に団体名がありましたので、これからも安心して使わせていただきます。

北村和則委員： 問題は無いと思えます。細かいことがたくさん書いてありますが、もし判断がつかない団体があれば、最終的には各公民館の館長さんが決定されるということでしょうかと思えます。以上です。

岸明子委員： 私も今見させていただいて、これで大丈夫だと思います。4月からも公民館の方で判断していただけるということなので、お願いしたいと思えます。

古藤田憲之委員： 特にございませぬ。ただ一つ確認ですが、公民館使用許可通知書と同時に、免除申請書を一緒に出すということですか。免除する場合。

鈴木生涯学習課総括： はい、そうです。

古藤田憲之委員： それで許可の通知を受けて、ようやく減免ということですか。

鈴木生涯学習課総括： そうなります。こちらの一覧表に載っていても、減免の申請をしない限り免除にはならないということです。

元木榮委員： 金田地区は、地域行事いわゆる梵天立てという行事が1月7日にあるのですが、その前に山形県の湯殿山など、そういうところに修行に行かれた行人の方々が、梵天立ての前に一回会議を行うのですが、そういう場合の宗教的な会議の場合、区が使用するという使用方法でよろしいのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 梵天立てについては、おそらく教育振興事業補助金交付団体となっている中島区文化財保存会が行っていると思えます。こちらの名前で出していただければ、減免になるかと思えます。

元木榮委員： そうなのですか、わかりました。

三上由美子委員： 中郷公民館でございますが、公民館で色々判断をしていただけるかと思っておりますので異議はございません。

鈴木 正 委員： 富来田公民館ですけれども、特にありませんが、何かあれば公民館の方に減免の対象になるかならないか判断してもらえれば、良いのではないかと考えております。もう少し細かく区分していただければと思います。以上です。

鶴岡栄次郎委員： 波岡公民館からの鶴岡といいます。波岡公民館関係について、全てのグループ・団体が網羅されていますので、特に問題はないと思います。1点だけ、確認をさせていただきますが、6月6日の会議で配られた素案には富岡公民館の第1、第2集会室が1時間当たり100円と書かれていたのですが、それが今回200円になっているのですが誤記だったのでしょうか、それとも平米数の取り違いがあったのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： もしかしたら第1と第2それぞれ100円だったものを、今回は一緒に記述しているのかと思います。後に皆さんにお配りしたものが正しいということで、ご了解いただければと思います。厳密に面積で出しておりますので、後から出したもので間違いはないかと思います。

鶴岡栄次郎委員： この会議室というのは、別々に使うということはないということですか。

鈴木生涯学習課総括： 基本的には、全部一緒に使っていると富岡公民館から聞いております。

鶴岡栄次郎委員： 1、2がついているので別々に使えるようにできているのかと思ったのですが。

露崎富岡公民館長： 以前の資料で委員がおっしゃったようなことを、書かれている資料がございました。今回の資料の第1、第2これは実際パーティションで区切ることができ、使おうと思えば区切って使うこともできます。

秋元生涯学習課長： 館長、これは区切って使うことはないということで、資料のようにしたのですよね。第1、第2は区切ることができますが、基本的には第1、第2は一部屋として使うということで200円にしたのかと思います。

露崎富岡公民館長： これでもいいのですが、集会室、会議室のほうが一つになっていまして、パーティションで3つに区切ることも可能です。実際に20平方メートル、26平方メートル、はっきりとは覚えていませんが、そのように小さく使うようであれば、会議

室の方を使っただけという考えで、二つ使う場合は第1、第2両方を使う、50数平方メートルという規模の会議であれば第1、第2を使うということで分けて使うことも可能です。

秋元生涯学習課長：こちらとしては、分けて使うことはないということで、このような料金設定にしています。また、これが分けて使うということになりますと、条例改正が必要となってくる場合がございますので、また協議していきたいと思っております。

清水弘美委員：西清川公民館の清水と申します。資料に関しまして免除団体はきちんと打ち出されておりますし、何かあったとしても今後は公民館の方できちんと対応をしていただけないかと思っておりますので、特別問題はないかと思っております。

澤邊賢司委員：岩根西公民館の澤邊です。例えば公民館を使わないで、高齢者のサロンを開いている団体が、たまたまいつも使っている老人ホームの空き部屋が使えなくなったなど、そういった場合に公民館を使う場合、公民館の減免対象団体一覧表の中に、協議して新しく組み入れることはできるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括：今、澤邊委員がおっしゃったような高齢者サロンというのが一覧表のNo.93にございますので、特に団体名ということではございませんが、使用内容が高齢者サロンであれば、免除ということではよろしいのではないかと思います。その時に、公民館で同じような判断をされるのではないかと思います。

安藤清康委員：畑沢公民館の安藤です。今まで、もやもやしていた部分が、今日具体的に詳細な内容が出ていて少しはっきりしたのですが、今日お配りになった資料の2ページ目に青字で使用料の免除とするものは、以下のとおりになります。ということで、ただし書きがありますよね。「ただし、団体の活動目的が公益であっても構成員の親睦を目的とするもの、趣味や余暇活動として行われるものは除きます。」と言い切ったとして、サークル活動も中身は色々あるのですが、例えばボランティア活動、学校の要請により折り紙の指導に行くという内容でも、元々の活動の成り立ちが親睦が目的であったり、趣味、余暇活動で設立して、その後色々な情勢の変化から、要望を受けて活動しているサークルは随分あるわけです。そういうものは、この文章からみると減免にはならないと割り切って考えてもいいのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括：以前から説明をさせていただいておりますが、活動の成果が地域振興や福祉活動に繋がるものであっても、通常のサークル・団体の活動が技術の向上や親睦、趣味であるならば、それは通常のサークルということでは有料ということになると考えております。基本的には、今回の使用料改正につきましては、基本的には利用される

サークル・団体は全て有料、それと先ほど山田治子委員長からもお話がございましたとおり、真にやむを得ないものを免除するというのが大前提でございますので、このように考えています。

安藤清康委員： わかりました。では申請を出して状況を説明すれば減免にしていいただける可能性がある、そういう風に考えていいですか。

鈴木生涯学習課総括： 基本的には有料です。例えば慰問などで、施設を訪問するために踊りを練習することであっても、それはその活動の成果であって、活動そのものがボランティアを目的とした団体ではないので、免除にならないということです。

安藤清康委員： 成果を用いてボランティア活動することについて意味がないと、そういう言い方をされたのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 活動の中身を云々ということではなくて、公民館を利用するにあたり、免除するかしないかということの判断に関しては、その団体の活動成果として行うボランティア活動には、特に配慮をしないということです。

安藤清康委員： 例えば、学校に折り紙の指導に行くためには、公民館を使って、その練習をしないとなかなかうまくいかない、そういうのがあるわけですね。そういうものについての配慮をどのように考えるのか、というのを私は質問したわけです。

秋元生涯学習課長： 大変心苦しいのですが、基本的には全て有料という考え方が前提です。例えば日頃のサークル活動の成果で老人ホームから頼まれる、学校から頼まれるという場合に少しでも練習をしたい、リハーサルをしたいということであったとしても、それについては有料使用とさせていただきますということです。ただ、例えば区の敬老会に出演する団体の、リハーサルのために区会長から申請があった場合には、減免対象となりますが、「サークルが慰問に行くから、部屋を貸してくれ」「慰問だから、ボランティア活動だから、免除でいいでしょ」という考え方はしないということです。

安藤清康委員： あまりよく理解しきれないのですけれども、わかりました。

では、この文章、青字の文章を厳密に考え、あと程度の問題についてはとやかく個々で議論するものではない、こう受け取ってよろしいですか。

秋元生涯学習課長： この青字で書いてある、この部分については公益目的の…

安藤清康委員： ええ、ただこの逆がありますよという意味です。今まで、もやもやしていたのは、サークル活動でサークルの活動の成果が出ましたよと、そういうものについて例えば、学校や福祉団体のほうから、色々なボランティア協力して欲しいという依頼が今でも多々あります。この問題が一番もやもやしていたのです。その成果を生むために勉強しましたとか練習しました、そういうことについて練習する時間帯は当然有料だと思います。ただし、やはり一般的な実施ではなく、ある目的、ボランティアを目的とした練習や企画をする会議というがあるわけです。そういうものをどうしますかというのを、私は問いかけたのです。

鈴木生涯学習課総括： それは有料です。

安藤清康委員： わかりました。厳密にそういう考え方なら致し方ないと思います。ただ、そういうサークルに説明するのは非常に難しいかと思います。

渡利明委員： 今の件に関してですけれども、あるサークルで自分達のためのサークルで活動している面もあるし、逆に学校に行って昔遊びを教えるボランティアも行っている、これはやはり打合せなどをする必要があると思います。個人の場合は有料になるとは思いますが、こういう学校関係でボランティアをするための打合せを行うサークル、このあたりが非常に区別がつけにくいわけですよ。なので、このあたりが今おっしゃったとおりなのではないかと思います。

それともう一点、サロン活動、このサロン活動というのもボランティアでやられているわけですよ。しかし、ボランティアでやっても運営費などがあるので、ある程度の費用をもらうというのもあると思います。このあたりはサロン活動をやられている地域もあると思うので、この場合は有料になるのですか。

鈴木生涯学習課総括： 高齢者サロン活動につきましては、先ほどご説明したとおり、この一覧表のNo 93のところに例として、波岡フェニックス・富来田ふれあいの会・畑沢さつき会を記載させていただいていますが、この団体につきましては、この高齢者サロンを開催するためのボランティア団体なので、免除という考え方です。目的そのものがボランティア活動であるということ、出てくる利益がその団体や会員のみにあるのではなくて、広く地域の方々に対して何かをやるというボランティア団体の場合には免除と考えているので、高齢者サロンにつきましては免除にしています。

秋元豊委員： 八幡台の秋元と申します。公民館の免除団体の一覧表、これについてはよくできていると思います。これで間違いのない判断ができると思います。ただ、グレーゾーンというのは、必ずあります。そこをどうするのが今後、色々公民館長がやらなければいけないことが出てくると思います。一つ私もよくわからない部分がございます。

まして、文化祭が各公民館で行われています。それに色々なサークルが参加します。参加するために色々と物を作ったり踊りを踊ったりすることについては、素案の中の公的目的で利用する場合にあたるのかどうか、というのは個人的なサークルについては、今までの流れの中でお金をとっていくのは問題ないと、文化祭というのは各地区で地域の力を見せるということで、公民館から働きかけて、各団体にいくわけです。そうすると、その団体はその時期だけ協力するわけですから、そこについては10月なら10月だけ免除するとか、そういうのはできないのかどうなのか。結局そういうことになってくる可能性があると思うので、それでなければ、お金を払ってなんかやってられないよというサークルも出てくると思います。少なくとも木更津は色々なサークル活動で全国的には活発な地域ですので、そういう皆さんが動いている気持ちを抑えてしまうような形になるので、それについては検討していただきたいと思っています。

もう一点、八幡台公民館は来年一年予定としては閉館ですので、何も動きがないと思います。私どもは他の公民館の動きと物事の動きを見させていただいて、平成31年から八幡台公民館が運営開始する時に、色々検討材料とさせていただきたいと思います。

清水正夫委員： 文京公民館の清水です。今、減免について色々意見が出まして、私も渡利委員と全く同意見です。特に文化祭というのは、ある意味公民館の大きな事業でございまして、そのために練習などで公民館を使うことがあります。その時の使用料をどうするのか、その際、減免措置を考えていただければと思います。それから現場の身としましては、来年4月から公民館が有料ということで色々話しています。例えば大きな場所、集会室などを使う時に、大人数であれば良いのですが、中には少人数のサークルもあり、そういったサークルも小さな部屋ではなく大きい部屋を使う必要がある場合があり、それだとかなりの負担になるという声を聞きます。それであれば月4回やっているのを3回に減らさざるを得なかったり場所を違うところに移すなど、そういう話も聞いていますので、これは仕方がないことなのでしょうが、現場の実情としましてはそういう声を聞きますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

鶴岡俊之副委員長： 桜井の鶴岡です。審査基準の方はこれで良いと思います。細かい話になりますが、団体一覧の中で気になる点が二つほどあります。ひとつが祭礼委員会、各地区で祭礼が行われるかと思いますが、基本的には祭礼は自治会館や公会堂で練習や寄り合いなどをしますが、ここの一覧表の中に波岡神楽囃子保存会があります。これも私はよく存じ上げている団体なのでわかるのですが、もしこの一覧表が各公民館の職員のためにわかりやすい一覧表として各公民館に配られるのであれば、祭礼事業への対応の考え方をまとめたらいいかと思います。また、祭礼委員会と

して公民館を借りる場合は、免除なのでしょうか。それとも自治会を通じて借りた方が良いでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： その方がわかりやすいかと思います。

鶴岡俊之副委員長： 実際その方がわかりやすいのでしょうけど、もしこれが公民館に配られるようであれば、今記載のある波岡神楽囃子保存会のように分かりやすくしていただければと思います。それともうひとつ、文科系は非常に網羅されていますが、体育系が木更津市体育協会というのがNo.40 にありますけれども、私が存じ上げている中で、例えば木更津スポーツ少年団やスポーツ推進委員さんとかあると思います。委嘱を受けた役職になると思いますので、スポーツ推進課の管轄になるのかもしれませんが、木更津スポーツ少年団やスポーツ推進委員の会議をやる場合はおそらく減免になるかとは思いますが、そこら辺の表記をお願いしたいなと思います。

鈴木生涯学習課総括： 木更津市体育協会につきましては、先ほども申しあげましたように、市の各課に照会をかけた時に、スポーツ振興課からは木更津市体育協会のみ挙げられてきたので、こちらに反映させていただいておりますけれども、体育協会の中にもいくつか〇〇協会などあることは存じ上げているので、またその取り扱いについては、スポーツ振興課と相談してこの中に表記するのもも含めて検討してまいりたいと思います。祭礼委員会につきましては、先ほど申し上げたとおり、区の行事としてやられるようであれば、宗教活動ではないかどうかなどの問題はございますが、地区の文化活動として行うということであれば、区のほうから申請を出していただくのが、よろしいのかと思います。

鶴岡俊之副委員長： わかりました。ありがとうございます。

青木 健副委員長： 岩根公民館の青木です。申請用紙について、資料4と資料5にありますが、今まで公民館の使用の申請は一枚でよかったのですが、今後は使うたびに免除の申請書と使用許可申請書を二枚同時に書いて出すのでしょうか。毎回。

鈴木生涯学習課総括： はい、免除を受けたい団体の場合は、使用許可申請書と減額免除申請書を合わせて出していただく形になります。今日、皆様にお配りいたしました、資料4につきましては現在も使っている複写の物と同じような扱いになりますが、若干使用時期と使用時間の書く欄が増えているというところだけになりますが、皆様のお手元に届く時にはこれは複写になっているかと思いますが、あまり減免申請書はご覧になったことがないかと思いますが、免除を受ける場合には、その都度こちらもお出ししていただくことになります。

青木 健副委員長： わかりました。あともう一点ですが、岩根公民館には運営協力委員会というのがございまして、岩根公民館の文化祭はこの運営協力委員会から文化祭実行委員が立ち上がりまして、それで文化祭を行っているわけですが、先ほどの申請の仕方ですが、サークルの練習は有料とおっしゃっていましたが、もし仮にこの運営協力委員会が申請して部屋を使用する場合はどうなるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 文化祭につきましては、先ほどからご意見をいただいているところですが、基本的な考え方といたしましては、各サークル・団体が例え文化祭のためであっても、文化祭は日頃の成果の発表の場ということですので、通常の活動と同様に扱うというのが、今私どもで考えていることとございます。公民館、教育委員会が個々のサークルの利用について申請を出すというのは、あまり望ましいことではないかと思えます。

山田 治子委員長： 色々ありがとうございます。他にございますか。

古藤田 憲之 委員： 有害鳥獣対策などで、猟友会が入っていませんでしたが、実際公民館を利用することがあるかどうかはわかりませんが、今後使う可能性もあると思えます。この一覧表でどこかの団体に入っているのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 今回の調査でどこの課からも挙がっていませんし、公民館からも挙がってこなかったもので、特に記載はしていませんが、今後そういった団体が使いたいとなった時に、その都度判断することになると思えます。例えば猟友会が使う場合でも担当課、主管課があり市の関係で何か会議をするのであれば、その担当課から申請を出していただければよろしいかと思えますし、色々な場合があるかと思えます。

北村 和則 委員： 先ほど最後に、秋元生涯学習課長のご説明がありましたが、最終的に祭礼委員会や文化祭の前の練習など様々なサークルの活動も含めて、公民館の使用料を免除にさせていただくのは、区長の印と署名があれば無料だと言われましたよね。それは区長というのは各自治会含めて、市民の、各部落のトップの長であると思えます。なので、何かで公民館の部屋を借りるのであれば、古藤田委員が先ほどおっしゃられました猟友会などの会も含めまして、借りたい理由などを区長に相談し区長から申請を出せば借りることができるということですよ。違いますか。

秋元生涯学習課長： 地域を挙げた行事に関して、当然区長さんが地域での一番の中心的な役割を果たす方々なので、区長から申請をしていただくのが良いということで、何でもかんでも区長さんに言えば借りられるということではないです。その辺は、今までの信頼

関係がございますので。

北村和則委員： 信頼されているトップの立場でありますので、その辺は秋元生涯学習課長もおっしゃったように、地域の中心的な役割を果たす立場として、区長も色々地域の方から問い合わせをいただいたら、区長としての責任もございますので、その判断につきましては認めていただきたいと思います。

秋元生涯学習課長： 当然、公民館長に区長さんが相談しながら申請をすると思いますので、その辺はトラブルがないように、やっていただければと思います。

北村和則委員： 公民館長と相談しながらやっていきたいと思います。

秋元生涯学習課長： あと文化祭前の活動についての、お話しがありましたがこれについてはこの後、15時から社会教育委員会議がございまして、そこでも減免の提案をする中で、本日の公民館運営審議会でこういうご意見をいただきましたという相談をさせていただきながら、また意見を聞いていきたいなと思います。

北村和則委員： お願いします。

山田治子委員長： ありがとうございます。他にもご意見を出したい方がいらっしゃるかと思います…

村上淑子委員： 利用者の声だけでよろしいですか。質問ではないのですが。この会議の前に利用者の声を聞きました。ある公民館を利用している方で、原則有料のサークルに入っているのですが、会員の皆がシニア層で、資料に利用者負担が過度にならないようにと書いてあっても、使用料を払うことが苦しいとおっしゃっていました。その方は長いこと公民館のサークルに入り、事務室で職員とお話しする仲ですが、ある時、職員の方に使用料を払うようになるし、サークルのメンバーも減るので辞めようと思っていることを話すと、本当は「使用料を払うとなると大変ですよ」という言葉を期待していたのに、職員の方に、「しょうがないですね」と言われ、ビックリしたということでした。そんなことを言う職員がいると伝えておいてと言われました。こういう話題を各公民館で討議し、利用者に説明をしていると思いますが、利用者の立場にたった反応が欲しいと思いました。

山田治子委員長： ありがとうございます。職員の方も悪気がなく言ってしまったのだと思いますが、これから有料化となった段階で色々な問題が出てくると思います。また、その時は公民館運営審議会でも検討していかなければいけないのかなと思います。こ

こまで、こと細かくやってくださった生涯学習課の方たちも、非常に大変だったのではないかと思います。各委員さんたちの、意見を聞いていると異論がないということですので、以上にしたいと思います。先ほど秋元生涯学習課長からも、お話がありましたけれど、これから社会教育委員の会議がありますので、ここで秋元生涯学習課長と鈴木生涯学習課総括は退席いたします。本日はありがとうございました。

鈴木 正 委員： すみません、最後にもうひとつ質問よろしいでしょうか。資料に使用時間が午前9時から午後9時30分とありますが、これ以外の時間で使用する場合は延長料金といえますか割増料金はかかるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 公民館の使用時間が午前9時から午後9時30分ですので、それ以外の時間は公民館を使用できません。

鈴木 正 委員： ただ、この資料3の第3条では、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することが書いてある。時間外、朝早くに使用したいや、午後9時30分以降に借りたいなどあると思うんですよ、そういった場合どうなのかということです。

秋元生涯学習課長： 実際には、その時間外というのは想定していません。仮にそういう事態が起こった場合は1時間あたり、いくら金額をとるか、または別の形で考えるのかというようになるかと思いますが、現実今の考えではそういったことを想定して条例は作っていません。

鈴木 正 委員： わかりました。おそらくそうだとは思いましたが確認いたしました。もう一点同じく資料3の第9条のところに市長に提出しなければならないと記されていて、別記第1号様式では教育委員会となっていますが、市長となっているのはなにか理由があるのでしょうか。

鈴木生涯学習課長： 使用料に関わる、お金に関わるものについては、条例上では市長決裁になっていますが、他に規定がございまして、その事務を教育委員会に委任することができるので、その点は大丈夫です。条例上はそうになっていますが、それは教育委員会に委任するということになっております。

鈴木 正 委員： わかりました。今日、質問があったことについては後日、回答表等はいただけるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 公民館運営審議会事務局が会議録を作成されると思います。本日いただいたご意

見を踏まえ、社会教育委員、教育委員会会議でご意見を伺った上で、最終的に決定してまいります、最終的に決定したものを、また皆さんにご覧いただくという形になると思います。

山田 治子委員長： 公運審では、昨年から公民館の使用料の有無について審議を重ねて参りました。残念ながら原則無料から有料へ180度舵を切ることになりましたが、今後も公民館が地域に根ざした活動の拠点であってほしいということに変わりはありません。これからもよりよい公民館の運営のために今後もこの件については議論を重ねながら、慎重審議を重ねていく必要があると思います。

本日は、生涯学習課秋元課長ご説明をいただき、ありがとうございました。

#### 生涯学習課 退席

#### 休憩（予定14時30分～14時45分）

山田 治子委員長： それでは審議を再開します。次に、議案第2号「平成29年度公民館文化祭（まつり）及び視察研修の実施結果について」審議を行います。今年度の各地区文化祭に関して、その取り組みの成果と課題等について、公民館長より簡潔に報告をお願いいたします。

なお、実施内容について4館ずつ区切って説明をお願いします。まず、中央・富来田・岩根・鎌足公民館をお願いします。

石井中央公民館長： それでは、本年度の公民館文化祭、地区文化祭のご説明をいたします。

今年の中央公民館まつりは定期利用団体、サークル、また区長をはじめ地域の関係団体で組織された実行委員会を中心に、テーマを「広がる つながる 地域とともに」とし、盛況な中央公民館まつりになったのではないかと思います。約3,000人の方々が参加いたしました。また、中央公民館の特徴としては、子ども達のたくさんの参加があり、またその子ども達が主体となるような活動を展開してもらいました。特に木更津市立第一中学校の生徒49名が、運営や活動に携わっていただきました。また、中央公民館主催事業である中央 KIDS クラブの子ども達30名ほどが、ミニ縁日を実施して地域の方々と交流しました。あわせて、少年少女の主張大会の優秀作品の発表、また木更津市立第一小学校の合唱など中央公民館まつりを盛り上げていただきました。

今回の中で、人間関係、地域の中で顔と顔のつながりを深めることができたのではないかと考えております。この関係を地域づくりへ、つなげていっていただきたいと考えております。

稲木富来田公民館長： 第38回、富来田地区市民文化祭についてでございますが、テーマは「咲かせよう つなげよう 地域の絆」ということで11月4日・5日の二日間にわたり公民館を会場に、62の団体・個人の参加を得て、盛大に実施することができました。参加者は延べ2,500人でした。

展示部門では、各サークルや団体及び一般市民からの展示に加え、一昨年より発足した「まちづくり協議会」の活動記録や、長年にわたり地域の一大イベントとして親しまれてきた「コスモスフェスティバル」などの地域活動の一端をパネルで紹介しました。

発表部門は、日曜日、1日の開催でありましたが、発表団体の日頃の成果が遺憾なく発揮でき、特に小中学校の児童・生徒の合唱では大きな盛り上がりが見られました。

模擬店では、今年は富来田区長会に綿菓子を無料で提供していただき、また各種模擬店に加えて、富来田商工祭も同時開催され、各ブースともに大盛況で、早々に完売しておりました。また、文化祭に直接発表や展示をされない方たちからなる支援部門では、交通安全協会をはじめ青少年相談員や商工会などのスタッフが中心となり、駐車場整理などを行っていただきました。特に小学校PTAやサークルが主体となり提供されたコーヒールームは、多数のお客様が訪れ、売り切れとなりました。

富来田中学校の生徒も18名がボランティアとして参加され、各部門の支援を行ってもらい、地域の大人と多くのふれあう機会ができました。

2日間を通して、子どもから高齢者まで多くの方の参加を得て、交流と絆を深め合うことができましたが、今後もこのような地域の世代間交流を大切にする文化祭を開催したいと考えています。

江野澤岩根公民館長： 続きまして、岩根公民館から第60回公民館まつりについてご報告いたします。日数は10月27日・28日・29日の3日間で行い、展示等の発表は公民館で行い、発表部門は岩根中学校体育館で行いました。今年は文化祭に加えまして、公民館が開館60周年を迎え、記念式典、敬老会、木更津市制施行75周年と大きな冠がつく中での実施となりました。記念式典には、渡辺市長をはじめ多くのご来賓の方々をお招きし盛大に開催できました。特に、山田治子委員長におかれましては、悪天候の中お越しいただきましてありがとうございます。展示や催し物の発表も好評を得る中、発表部門におきましても60周年記念式典の目玉といたしまして、プロのマジシャンを招き大いに盛り上がりました。各サークルの皆様も60周年という特別なイベントとしてとらえられていまして、日頃の練習にも熱が入っていたように感じました。

台風の影響による大雨の降る中でしたが、大勢の皆様にご来場いただき、模擬店

をはじめ駐車場の整理など地域の皆さんや、小中学校のPTAの皆さんの協力を得る中、無事に終了することができました。

高橋鎌足公民館長： 鎌足地区文化祭は「広げよう 深めよう 鎌足文化」をテーマに、展示は10月28日と29日の両日で行われましたが、屋外を中心に行うメインの29日が、雨の予報であったことから、会場を変更するかどうか、また、いつ皆さんにお知らせするかなど大変苦慮いたしました。実行委員会役員の方々などのご協力をいただき、3日前に会場を鎌足小学校に変更し行うことに決定いたしました。

数日前の会場変更ではありましたが、変更の周知、会場の配置や設営、物品類の搬入など、積極的に発言、行動、協力をいただき、当日を迎えることができました。その事前準備を通じ、まさに「広げよう 深めよう 鎌足文化」を実感した次第です。

また、当日は、大雨となり敬老会の招待者など参加者が減るのかと心配していましたが、例年と変わらず、多くの方においでいただきました。特に最後の餅まきは、銭形平次の曲にあわせ、約3千個の餅やお菓子が飛び交い会場内が狂喜乱舞し、熱狂のうちに終了することができました。

終日、大雨となり大変な対応となりましたが、ダンスや合唱、司会進行などでご協力いただいた小学生、中学生をはじめ、各方面の地区の役員、ボランティアの方々、会場となった小学校の先生方、そして公民館職員がそれぞれの持ち場で臨機応変に対応していただき、当日においても鎌足地区のまとまり、鎌足独自の文化を実感、体感することができました。

天候は大雨でも、私の心は「快晴」となった鎌足地区文化祭でした。

今後とも、鎌足公民館として、鎌足公民館地区文化祭だけではなく、鎌足地区の子どもから高齢者まで世代を超えた交流や、地域振興の場となるよう職員共々取り組んで参りたいと考えております。

山田 治子委員長： ありがとうございます。29日は悪天候のなか、各公民館ご苦労様でした。ここで、各委員の方でご質問やご意見、また文化祭の視察で印象に残ったことなどございましたら発言をお願いしたいと思います。

北村 和則 委員： 文化祭を行う際、協力金というのは各公民館、非常に大事だと思いますが、協力金について中央公民館は各サークルから、1000円で集めているんですけども、資料を見ますと鎌足公民館をはじめ協力金をいただいているのが地区助成金と書いていますが、この地区助成金というのはどのように集めているのでしょうか。

高橋鎌足公民館長： 鎌足公民館は、資料に記載のとおり協力金として21万円ほどございます。これにつきましては、各地区の地元の関係者に招待状をお出し

たしまして、その方々が折り返しという形でご寄付をいただいている形となっております。

山田 治子委員長： では続いて、金田・中郷・富岡・文京公民館お願いします。

竹内金田公民館長： 金田地区文化祭は、「未来につながる金田の文化」をテーマに実行委員が中心となって、地域が一体となります。今年度は10月28日、29日の2日間開催し、次の2点に力を注ぎました。

1つ目は、開館40周年記念ミニコンサートです。公民館のロビーでの開催となりました。金田小・中学校の先生方と金田中学校の生徒の皆さんに出演いただきました。地域の先生方が歌ったり、演奏したりと、普段目にすることがない姿に、観客の皆さんは驚きと、感動で大喝采でした。これは学社連携の大きな一歩となりました。

2つ目はコミュニティーカフェの開催です。金田コミュニティーカフェは、今年度金田地区まちづくり協議会が、月1回実施しているものです。入れたての珈琲を飲みながら、地域の皆さんがにこやかに話をされている微笑ましい姿が見られました。新旧住民が出会いの場・心と心をつなぐ憩いの場として、公民館が一躍を担うことができました。

もちろん、生涯学習の意義や大切さも多くの方々に伝えました。そのために、各種サークル・団体等が日頃の学習成果としての作品展示や「平成29年度金田公民館の歩み」の掲示を行いました。

今後も世代を越えた多くの人々が集い、金田文化をつなぐことのできる文化祭となるよう、実行委員会を中心に地域が一体となって取り組んでいきます。

加藤中郷公民館長： 中郷地区文化祭は、昨年度までは、舞台発表が中郷中学校体育館、展示の部は中郷公民館で、離れた別の会場で開催しておりました。舞台発表を見に来てくれた観客が、離れたところの駐車場の少ない公民館の展示にはあまり足を運んでくれませんでした。普段のサークル活動での力作や活動記録等の展示をこの機会に広く地域の人たちに観ていただきたい、という思いがありました。また、小・中学校からは、児童・生徒が減少し、学習時間も時間的に縮小されたことで、地区の文化祭と同日開催で連携したい、という要望もありました。

そこで今年度は、中学校の広い体育館で舞台発表と展示を同じ日に行いました。多くの地域住民が集まってくれました。小・中学校の児童生徒とその保護者から、高齢者まで幅広く、舞台発表と展示作品に触れ、交流することができました。なかでも、舞台上で発表した団体の方々が、展示作品を観て興味を持ち、今後その活動に参加したい、という人たちも出てきたということも聞いております。

来賓でご案内した渡辺市長・齊藤議長が挨拶の中で、集まった人数の多さに驚い

ておりました。参加団体が53団体・来場者数750人でした。

来年は会場である中郷中学校最後の年度になりますので、さらに地域をあげて文化の伝承と発展、地域住民の相互交流と理解を深めていきたいと考えています。

露崎富岡公民館長： 富岡地区文化祭実行委員会が主体となり、市制施行75周年、公民館開館50周年記念文化祭として「いきがい 出会い 学びあい」をテーマに、第38回富岡地区文化祭が11月4日、富岡公民館並びに斜め向かいの旧JA下郡支店敷地を会場に実施されました。

展示会場では、公民館の各サークル・団体の活動成果の発表など、地域の方々と各サークル、団体の文化交流を深めることができました。

イベント会場では、富岡小学校代表児童による少年少女の主張発表や全校児童による合唱披露、地元郷土芸能保存会による「お囃子と神楽」などの披露もありました。また、本年度は川崎市の和太鼓グループをお招きし、その演奏、そして小学校児童の体験演奏などがあり、天候にも恵まれ、会場には地域の方々をはじめ多くの方が来場され、大いに盛り上がりました。

なお、豚汁、甘酒並びにおむすびのサービスは、地元の賄い料理研究会と災害炊き出し訓練の一環として地元消防団がその責を担い、あわせて地区有志による焼きそば・パスタの無料提供、呈茶の体験なども好評を得ました。さらに今年度は、初となる地元区長会主催による「綿飴」の無料サービスの他、資料展示として昔の生活用具等の公開展示により地区の歴史なども同時に紹介され、地域住民の誰もが参加できる文化祭となりました。

伊藤文京公民館長： 「第16回文京公民館まつり」は、10月の28日・29日に「望」をテーマとして、展示・イベント部門を土日の2日間文京公民館で、発表部門を2日目の日曜日に木更津第二小学校体育館で行いました。両日とも悪天候の中でしたが、模擬店規模の一部縮小や芸能発表プログラムの変更などを行い、無事終了することが出来ました。

特に展示・イベント部門では、各種展示や模擬店のほか、七宝焼きや絵手紙などの体験教室も行い、また模擬店については昨年の日曜日1日から土日の2日間開催とし、両日ともにぎわい、多くの皆さんに好評を得ました。

発表部門では、台風接近に伴い楽器演奏関係の中学校と高等学校の発表を楽器搬入の関係から事前に中止するなど、一部日程やプログラムの変更はありましたが、各サークルや小学校3校の合唱発表など、雨天にも関わらず沢山の感動をいただきました。反省会の中でも、雨の中立っていただいた駐車場係に感謝の声が上がるなど、各サークル・地域団体が一体となった文化祭を開催できたと思っております。

山田 治子委員長： ただいまの館長の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

山田 治子委員長： 特に質問・意見がないようですので、続いて八幡台・東清・清見台・畑沢公民館  
お願いします。

関口八幡台公民館長： 「みんなで創ろう、文化と人の輪」をテーマに掲げ、第36回上烏田・八幡台・  
羽鳥野地区文化祭を、11月2日、4日、5日に実施しました。

区長・自治会長、公民館利用サークル、地域団体が組織された実行委員会が中心  
となり、3地区の協力体制のもと、今年度は、上烏田の区長さんに実行委員長を  
務めていただきました。

パソコンサークル、波岡子ども食堂の運営を中心に活動している波岡WAVEな  
ど、今年度新たに文化祭に参加して下さるサークル・団体もあり、トータルで、  
今年度は、昨年度より参加団体が1つ、個人参加が2名増えました。

来場者数は、昨年度よりは若干少ないように感じましたが、お天気にも恵まれ、  
大変多くの方にご来場いただきました。

主催者側、出演者側ともにシニア世代の方が中心となって文化祭を推進してくだ  
さっていますが、一方で展示には、八幡台幼稚園、八幡台小学校の子どもたちの作  
品や、八幡台小学校放課後子ども教室「ひばりチャレンジ広場」の活動紹介があっ  
たり、芸能発表では、幼児と小学生の子どもだけのジャズダンスの発表、大人に混  
じって詩吟や日本舞踊を披露する小中学生の発表もありました。模擬店・イベント  
でも、幼児とその保護者が企画したゲームや小物の販売、子ども会など模擬店でも  
子どもたちが販売の手伝いをするなど、子どもたちや若い世代の活躍が年々進んで  
きているように感じました。

高橋東清公民館長： 第36回東清川地区文化祭の結果について、ご報告いたします。

10月28日に清川中学校体育館で52名参加による卓球フェスティバルを開催  
し、翌日は雨の中、東清小学校で130名参加の清川中学区青少年育成住民会議主  
催の「こどもチャレンジ大会」を午前中実施しました。準備の際、雨の中足元が悪  
く、厳しい状況ではございましたが的確な動きでスムーズな運営ができました。「こ  
どもチャレンジ大会」では、清川中学校の1、2年生17名がボランティアとして  
参加し、積極的に活躍されていました。生徒の活躍は地域の大人からも頼りにされ  
ています。

その後、11月4日、5日に展示、芸能発表、模擬店、イベント部門を開催しま  
した。今年は会場と全校生徒に協力していただいている東清小学校からの要望でメ  
インの日を土曜日にしました。芸能発表、模擬店、おたのしみ抽選会と展示会を行  
いました。メインの開催日を変更した関係で、参加できなくなってしまった団体が  
あったのは残念でした。その中で東清川区長会は、模擬店として「もちつき」を実

施しました。10年間、1人の方が準備の大半をされていましたが、その方に敬意を表しつつ区長、自治会長が分担を決め、各々の担当を完璧に実施できたのが、とてもよかったと思います。さらに3年前から実施している「おたのしみ抽選会」では、地域のきずな賞を農産物以外にも日用品など、地域の94名の方に協力していただきました。昨年度までは50名前後でした。メインの日、曜日を変えると参加者の対応が変わってきまして、終わったにもかかわらず芸能発表があると思って来てしまった方や、3日目もやっていると思ってきた方などもいらっしゃいました。

今後は、もっときめ細やかに計画する必要があると思いました。次年度は、これらのことを検討しながら、地域に開かれた素晴らしい文化祭となるように努めてまいります。

なお、先ほど北村委員から話がありました協力金ですが、実行委員長が区長会長のため、区長会で事前に割り振った金額で集めていただきました。ただ、金額等、少し変えたほうが良いのではという声もありますので、次年度は再度考えていきたいと思えます。

星野清見台公民館長： 第34回清見台地区文化祭の実施結果について、概要をご報告いたします。

開催日は11月4日・5日となりましたが、両日ともにたいへん良い天気恵まれ、参加団体は前回とほぼ同様の84団体、来場者数は2日間でのべ約4,300名と、昨年度を上回る人出で大いに賑わいました。実行委員のみなさまから出しいただいたアンケート結果にも、「新たな試みや工夫がなされてよかった」といった声が多く寄せられ、その成果をうかがい知ることができました。

例えば、展示関係では、墨絵絵手紙サークルのオリジナルしおり作り体験に、たくさん親子が参加して、終日大盛況でしたし、発表関係では、初参加の木更津総合高等学校吹奏楽部が夏の甲子園で演奏した応援ソングのメドレーを披露するなど、盛り上げてくれたほか、今回も太田地区社会福祉協議会のご協力を得て地域の高齢者をご招待し、清見台公民館関係団体連絡会に所属するサークルの有志約40サークルのみなさまで花のプレゼントを行いました。

また、毎年懸案となっております駐車場の問題に関しては、高山台公園に加えて、今年度から新たに中央公園の一部をお借りすることができ、混乱もなく対応することができました。

さらに、今回は、太田中の生徒さんがボランティアで参加してくれたことも、サークルや来場者の方々に好印象を与えることができ、来年度はさらに生徒さんの人数を増やし、活躍の場を増やせるのではないかと、期待しているところです。

西嶋畑沢公民館長： 第34回畑沢公民館地区文化祭について報告いたします。

木更津市制施行75周年記念事業の一環として、「みんなで育て広げよう地域の輪」をテーマに開催いたしました、「第34回畑沢公民館地区文化祭」は、

多くの地域住民が楽しく集い、ふれあい、交流を深める文化祭とすることができました。

特に、29日の芸能まつりは、同時に、地区社協の「敬老のつどい」として、地域の77歳以上の高齢者を招待しているため、台風接近という悪天候に、大変心配しましたが、ほとんどの出席予定のお年寄りも来場し、大変楽しんでいただくことができました。

発表部門の新たな出演団体として、昨年までダンスパーティを行っていた3サークルのうちの1つが諸般の事情から、昨年度からダンスパーティが開けなくなったことを受け、今年度なんとか参加できないかと模索した結果、日頃の成果を芸能発表で初めて披露し、その華やかな舞姿に大きな拍手が送られました。

雨天時の駐車場をどう確保するかという課題も残されましたが、交通安全協会だけに頼るのでなく、今年度初めて取り入れたスタッフ・出演者用の駐車券の導入や、サークルや自治会役員等の協力体制をさらに強化するとともに、来年度は、模擬店会場のレイアウトの見直し等も併せて検討していきたいと考えております。

山田 治子委員長： 何か質問・意見はありますか。

村上 淑子委員： 八幡台公民館の売り上げを、あしなが育英会に寄付とありますが、このあしなが育英会というのは全国的な規模の団体なのでしょうか。

関口八幡台公民館長： 申し訳ございません。具体的な話を聞いていませんので、お答えできかねます。

村上 淑子委員： 他にない名称が出てきたので伺いました。

事務局： あしなが育英会ですけれども、八幡台公民館には、以前子ども劇場等をやっていた団体があり、その団体が子どもと大人と一緒に出店をしてコーヒーと自分達で焼いたクッキーを喫茶店コーナーを出店し、その売り上げを、あしなが育英会に寄付しようじゃないかというのが始まりで、平成24、25年度ぐらいから、その団体が始めてます。あしなが育英会は全国規模の団体です。毎年いくら寄付したのか八幡台公民館、事務局の方に報告が後日あると思います。

山田 治子委員長： では続いて、岩根西・西清川・波岡・桜井公民館お願いします。

若鍋岩根西公民館長： 第32回目になります岩根西地区文化祭は「地域の輪 未来へつなぐ文化祭」をテーマに開催しました。まず1点目といたしましては、昨年度までは3日目開催をしていましたが、今年度は10月28日、29日の土日の2日間の開催となりました。1日減ったので規模も縮小されると捉えられがちですけれども、2点目をあげ

ますと、例年金曜日から土曜日の午前中まで展示をして、その後芸能発表の会場を作るということで、作品を引き上げていました。今年度は逆に土曜日、日曜日の2日間、2階の学習室と1階のロビー等を使って展示しましたので、場所的には狭くなったものの、来場者が多い土日に作品を見ていただくことができ、見学者の数は増えたのではないかと考えております。それと、先ほども申しあげたとおり、集会室の方の発表会場作りに、午後から取り組んでいたものが、2日目の朝から取り組めたので、時間的にも余裕が持てたのではないかと考えます。3点目としましては、サークルが減少していると以前にも申しあげましたが、昨年度写真講座を実施した関係から、その写真講座に参加していただいた方たちから、作品を多く出品していただいて、写真展示という形で今年度実施いたしました。今後、サークル化する動きもみられ、一つサークルが増えると思っておりますので喜ばしいです。最後になりますが、二日目台風の影響で外での模擬店等についても、焼きそばを外で作るのが困難ということで、区長さんの家で作り、持ってきて売るといように動いていただき、成果があったのではないかと考えております。

渡辺西清川公民館長： 第28回西清川地区文化祭は、11月の4日・5日の二日間、各区長・町内会長・各種団体及び公民館利用者の代表の皆さんにより構成されました、実行委員会の主催によりまして、「伝えていこう文化の祭り 深まるきずな地域の力」をテーマとして開催をいたしました。

二日間とも天候に恵まれまして、参加団体は67団体、来場者は延べ約2,400人で、昨年度を上回る人出で大変な賑わいとなりました。

手つきのお餅、焼きそば、野菜市などの模擬店は大盛況で、特にお餅には長蛇の列が出来るほどの賑わいとなりました。

芸能発表では、来場者の皆さんにも一緒に歌っていただくコーナーでは、用意した歌詞カードを追加するほどの盛況となりました。

また、木更津第三中学校の生徒さん、約100人がボランティアとして協力をいただきまして、サークルの皆さんや地域の皆さんと交流を深めることができました。

いずれにいたしましても、西清川地区文化祭は、地域の皆さんの交流を深める場所と定着しておりまして、今後も、今まで築き上げてきた伝統を基に、地域の新しいニーズにも対応しながら、地域の一大イベントとして盛り上げていきたいと考えております。

石井波岡公民館長： 波岡地区文化祭は、「未来に 地域の絆 深めよう なみおか」をスローガンに、11月4日、5日の2日間で開催いたしました。

当日は、天気にも恵まれ、2日間で1800名の来場者がありました。会場のあちこちで、日頃の活動の成果を多くの参加者に見ていただき、地区の文化活動の充実ぶりを実感していただけたものと思っております。加えて、恒例になっておりま

す近隣福祉施設の作品展示や模擬店での参加は、施設利用者と地域住民との交流の機会となっています。

また、子どもの参加を促進するための「子どもスタンプラリー」も3年目を迎え、少しずつですが定着してきており、参加した子どもと作品出品者などがふれあう場面も増えてきています。

課題としては、サークルの減少、メンバー減などによる、実行委員体制の維持や、芸能発表の無い2日目の集客など、いくつか挙げることができます。それらについては、来年に向けて、また話し合いを重ねていきたいと考えております。

篠原桜井公民館長： 「心かよわせ 作る出会いは 支えあい」を昨年度からの引き続きのテーマとして、桜井町内会連合会を中心とした地域住民の方々やサークルや各種団体等で構成された実行委員会を中心に桜井地区文化祭が盛大に開催されました。

今年は、準備の段階で、サークル連絡協議会の役員の方や、サークルのみなさんが、テントを立てたり、たたんだり、展示、受付といったことも手伝っていただきました。展示は、今年展示する方たちがレイアウトを考えてくださった結果、非常に作品が映え、来た人たちが「昨年と違うね、作品が良く見えていいね」などの意見をいただき評判もよくなりました。

11月1日の夜、前夜祭としてのダンスパーティで文化祭の幕が開け、11月2日午後からは保育園、小中学生の作品展示をしました。また、開会式と桜井公民館では言っていますが、桜井保育園が16年目にして初めて参加し、出演していただきましたら、非常に置くの人が集まり、地域の方もたくさん来ました。また、写真を撮っているのは、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんかと思いましたが、地域の人たちも一生懸命写真を撮ってくださり、大盛り上がりでした。来年もまた出演して欲しいという要望を多く受けたこともあり、桜井保育園の園長さんには、既に来年度のお願いもしました。そして、8月から準備を進めてまいりました「子ども祭り」ですが、毎週土曜日に集まり計画して、ゲームを考えてくれました。昨年と趣向を変えたところ、今年は多くの方が参加し、保育園の園児達も多数参加、また小学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんの親切さを感じたということで、地域の皆さんに子ども祭り実行委員会のみなさんが非常に褒められていたので、凄く良かったと思えました。そして、子ども茶道体験教室を8月から行っていますが、その子たちが「希望の会」という、お茶のサークルに助けていただきながら、呈茶席を設けたところ、昼過ぎには即売り切れということで、非常に好評を得ました。そして、それらのおかげで多くの子ども達が活躍する場所ができた文化祭となりました。

学習成果の発表では、サークルや団体による多彩な展示、芸能発表では、日常的に学習しているサークルや団体の皆様に加え、子どもと大人と一緒に琴やダンスを一緒に行ったり、そして今年嬉しかったのは夏休みに志学館高校のチアリーディング

グ部が集会室を使うようになって、その人たちに話をしたら招待という形ではなく、サークルとして参加しますということで、発表の最後を飾っていただきました。そして、今年1つの老人クラブが復活し合わせて2つの老人クラブの会員を招待したところ、最後まで残っていただき、チアリーディングの踊りを見て、非常に感激をしていただきました。

そして、2日間を通して、多くの模擬店も地域のみなさん、民生委員の方々などが協力してくださり、来場者を楽しませてくれました。桜井地区文化祭は、準備から、当日の後片付けまで、地域の皆さんを中心に連携しながら実施してきましたので、地域の方々も含めて皆の連帯が深まり、地域文化、人の交流が図られる良い機会となりました。

課題としては、普段来ない若い人たちをいかに多く来ていただくかということがありましたが、今年度保育園や子どもの活躍の場が多くありましたので、若い人達にたくさん来ていただくことが出来、そこで公民館のことを色々宣伝させていただきましたので、これからもそういった課題はあると思いますが、地道に声をかけて多くの人に来ていただけるようにしたいと思います。

山田 治子委員長： ありがとうございます。各公民館、それぞれの特徴を活かしながら、地域の方を巻き込んで、それぞれ良い文化祭を実施することができたのではないかと思います。先ほど金田公民館長のお話にもございましたが、ミニコンサート、公民館に入った時に素晴らしいなと思いました。ただ、会場が狭いので聴いている方の前を通過して行ったり来たりしなければいけないのが、申し訳ないなと思いました。それと、カフェの方でデザートが出ましたが、それを作ったのが男性ということで、それもビックリしました。男女大人子ども関係なく各公民館の文化祭を実施しているのだと思いました。今、4館の館長さんからお話がありましたが、委員の方々はいかがでしょう。

陶山 隆司委員： 西清川公民館ですけれども、他の公民館は協力金など収入が入っていると思います。西清川公民館は、協力金ゼロで模擬店の収入が随分あるようです。模擬店については、他の公民館をみても収入がある場合があると思いますが、協力金を西清川公民館はとっていないのでしょうか。

渡辺西清川公民館長： 西清川公民館文化祭は第一回から地域の方々、区長さんなどから協力金、助成金はいっていないと聞いております。

山田 治子委員長： 協力金がなくても運営できるということでしょうか。

渡辺西清川公民館長： はい。

山田 治子委員長： 各地域、各公民館の皆さんは色々な形で運営をされていますが、西清川公民館だけは協力金等がなかったのが気になってはいたのですが。

渡辺西清川公民館長： 先ほどもご説明をさせていただきましたが、公民館の方で餅、焼きそば、野菜、そういった材料は準備の段階から事前に購入して、売り上げなどの予想を立ててやっております。今年度2日間とも天候に恵まれましたので、予想より若干売り上げが高くなったというところでございます。

北村 和則委員： 雨天のことなどは考慮しないのでしょうか。

渡辺西清川公民館長： 天気予報はかなり気にしていました。もし、台風などが予想された場合は、準備の段階から売り上げの見込みを減らし準備する必要があるなどの話を、職員の間ではしておりました。

山田 治子委員長： 他にないようでしたら、議案第2号については承認されたものといたします。10月28日の視察研修では、ゆったりとした行程であったこともあり、各地域の特色や取り組みなどをより丁寧に拝見することができました。公民館の地区文化祭運営の蓄積が地域づくりを支える活動につながっていることが実感できたと思います。

今年は岩根、富来田、富岡、金田地区では、周年記念事業の取り組みがあり、準備から開催まで大変お疲れ様でした。事務局を担う公民館におきましては、実行委員会を円滑に運営していくためにご尽力をいただき、ありがとうございました。

今後も、それぞれの地域で、実りのある取り組みが展開されることを期待しております。よろしく申し上げます。

山田 治子委員長： 以上で、議案に関する議事を終了いたします。ここで、約10分間休憩とします。

休憩（予定15時35分～15時45分）

山田 治子委員長： では審議を再開し、報告事項に移ります。一つ目の報告事項ですが、(1)各選出委員からの活動報告です。

木更津市生涯学習推進協議会は報告事項なし。

木更津市社会教育委員会議は、現在鶴岡委員が出席中。

木更津市図書館協議会は報告事項なしとのことです。

木更津市生涯学習フェスティバル実行委員会は、澤邊委員より、ご報告をお願いいたします。

澤邊委員 報告

山田 治子委員長： ただいまの、報告について、ご質問はございますか。ないようでしたら、次に、  
(3) 君公運審連・君公連合同研修会について、報告を事務局からお願いします。

事務局 報告

山田 治子委員長： 次に、(3) 平成29年度木更津市政功労者表彰受賞について、事務局よりお願いいたします。

事務局より説明

山田 治子委員長： 最後に、その他で何かございますか。事務局の方で何かありますか。

事務局より説明

山田 治子委員長： ありがとうございます。では続きまして、事務局、説明をお願いします。

事務局： では、ご紹介させていただきます。その他の事項の3番目になります、木更津市公共施設再配置計画第1次実行プランが、この度パブリックコメントを今日から約1ヵ月間出ております。これについて、中央公民館長からご説明したいと思っております。よろしく申し上げます。資料につきましては、本日机の上に置かせていただきました木更津市公共施設再配置計画第1次実行プラン（素案）29年度から33年度、29年11月木更津市と書いてあるもの、裏面は社会教育施設について書いてあります。そして、実行プランの概要版と言う事でA3の紙が1枚あるかと思っておりますので、こちらをもとに説明をしていただく予定です。よろしくようお願いいたします。

石井中央公民館長： はい。それではまずA3の資料を見ていただきたいと思います。まず左上の第1次実行プランの概要と言う事で、平成29年2月に木更津市公共施設再配置計画が策定されました。これは、今後30年間の方向性を記したものであります。そして今回お示ししているのが第1次実行プランと言う事で、その最初の5年間、平成29年度、今年度から平成33年度までの、5年間に取り組む施策について具体的な内容を示しています。この公共施設再配置計画第1次実行プランの公民館について再配置計画による方向性は、4点そこに集約されているという形になっております。都市計画の地区区分である8地区を基本に統合を進めると言う事が大きな方向性になっております。それについて、8地区を基本に統合を進めると言う事で

ありますから、8地区になるというふうには謳っておりませんので、今後の検討と言う事になってくると思っております。

また現状と課題と言うところで、中央公民館及び八幡台公民館の耐震性能の不足の事が謳われております。そして金田公民館畔戸分館については、地元への移管を検討していくという事が謳われています。そして、重要な点は、計画期間内の取り組みです。この5年間に、4つの公民館について謳われていますけれども、まず中央公民館は、先ほど生涯学習課長からの説明がありましたけれども、耐震性が低く、補強工事費が多額になることから工事は実施せず、民間施設を借上げ仮移転します。仮移転後は建物を解体します。そして、将来的に木更津第一中学校との複合化を検討します。仮移転の後には木更津第一中学校との複合化を検討するという事になっております。そして、2番目に八幡台公民館のことがありますけれども、地域特性・利用実態を勘案し、耐震補強工事を実施しますということです。そして、3つ目に金田公民館であります。(仮称)金田地域交流センターへ機能移転することとし、平成30年度をもって廃止・解体します。そして公民館跡地については売却しますという事になっております。そして、4つ目に金田公民館畔戸分館は、改修後、地元自治会へ譲渡します。というような事が謳われております。特に金田公民館については(仮称)金田地域交流センターへ機能が移転されるということを銘打っておりますが、(仮称)金田地域交流センターについては市民部の主管になりまして、教育施設ではなくなるということでもありますので、金田地区において社会教育を推進する教育機関がなくなってしまうという大きな課題などもあるのではないかと、また金田地区で今まで行ってきた社会教育をいかに展開していくのかについて教育委員会は考えていく必要があると認識をしております。そして、そのスケジュール及び事業費ということで、主に中央公民館、八幡台公民館、金田公民館、畔戸分館の大まかな費用が載っております。ひとまず平成33年度までの公民館の関連のスケジュールということで再配置計画第1期実行プランとして以上のような事が載っております。

先ほど事務局からお話がありましたけれども、現在今日から1月18日までパブリックコメントという事で意見公募を市が募集しているということでございます。もし意見等がございましたらお願い出来ればというふうに考えております。

私からは以上でございます。

山田 治子委員長： ありがとうございます。

ただいま木更津市公共施設再配置計画第1次実行プランについて説明をいただきましたが、今の説明についてご意見やご確認したいことがありますでしょうか。

村上 淑子委員： 質問です。

山田 治子委員長： はい。お願いいたします。

村上 淑子委員： はじめに生涯学習課長から配られた資料で、中央公民館仮移転事業についてプリントの説明と八幡台公民館の耐震診断結果等についてがありましたが、中央公民館を利用している仲間からうわさで聞いたんだけどと言ってこの移転のことについて聞かれたりしたんですけど、このプリントの3番に今後の予定についてで2番の移転先もそうですが来年の7月1日から木更津駅西口のスパークルシティのA館、B館に移ると書いてあるが、これは予定になっていますが聞いてくる仲間に口外しても良いのでしょうか。公民館運営審議会でこういう詳しい内容は初めてプリントを見たと思いますのでお聞きしたいです。

山田 治子委員長： お願いいたします。

石井中央公民館長： 生涯学習課の資料については、この去る12月議会で提出した資料でありますので、そこで債務負担行為とって平成36年度まで賃料等の予算がどれぐらいかかりますよというものが承認され、議決されましたので、公な形での資料ということで公運審の皆さまにお示しいたしました。今は予定となっていますが、その方向で進んでいるという事は、お話していただいても結構です。

中央公民館については、1月最後の月曜日に利用者懇談会を行いまして、利用されるサークルの皆さん等には、お示し出来る範囲の中で中央公民館の仮移転についてご説明をしていきたいと思っております。その時の資料もこの資料のような形になってくるのではないかと考えております。

村上 淑子委員： では、7月1日からはそちらに移るという事で、使用料等についてもそれに準ずるようなことになるのですか。

山田 治子委員長： お願いいたします。

石井中央公民館長： 使用料について、再度7月1日からの分を、議会にかけて承認していただくような形で話が進むということになります。3月議会にかけられれば良いかなと考えております。6月議会というものがありませんけれど、6月議会にかけて7月実施予定ですと期間が無いということで、現在生涯学習課を中心に3月議会にかけられるかどうかを検討しながら協議を重ねております。

山田 治子委員長： よろしいですか。

村上 淑子委員： ありがとうございます。

山田 治子委員長： 他にいかがでしょう。はい、清水さんお願いいたします。

清水 正夫委員： 中央公民館の解体に伴う件なんですけれども、来年の7月までは一応中央公民館が使えるにしても、現在中央公民館で実施されているサークルはかなりの量があるんですね。私も参加していますが、そのサークルが来年の7月以降に出来なくなりますから、そのサークルの人達が先ほど出てますスパークルシティーでの全部の受け入れが出来ないと思うんです。と言う事は、受け入れが出来なかったサークルというのは他の公民館、例えばこの辺だと文京公民館とか清見台公民館などいろいろありますが、そちらに流れざるを得なくなる、そういうことが起きてくると思います。そのところをどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

山田 治子委員長： お願いいたします。

石井中央公民館長： 原則的には仮移転でありますので、今ここで活動している皆さんと一緒に移転したいと考えております。ただ、具体的に言いますと、現在中央公民館の部屋の数は11部屋あります。その11部屋が今度スパークルシティーに移った段階で8部屋になっていきます。3部屋少なくなるとはなる訳なんですけど、ただ今の中央公民館の稼働率などを考えますと若干部屋が少なくなってもみんなで譲り合いの精神を持っていただきながら今までの活動が出来るのではないかと考えております。あと移転先の面積を合わせると1,350㎡ぐらいになります。実際の中央公民館の面積は2,700㎡になります。2,700㎡あるんだけど機械室とか管理人室、書庫など実際に利用する部屋でないところを引くと、ロビーなども合わせて1,900㎡となります。したがって、1,900㎡から1,350㎡になると約7割が確保出来ると言う事になりますので、何とかみんなを使って行けるものと考えております。もしかしたら、他の公民館に移ると言う場合も若干考えられなくもないと思いますが、多くのサークル等の利用者が仮移転先に活動を移すことを願っております。

山田 治子委員長： いかがでしょうか。清水委員。

清水 正夫委員： 今館長さんから説明がありましたけれども、単に面積での比較だけでなく例えば中央公民館のそれぞれの部屋がありますが、新しく移った場所が確かに広いは広いのですが、そこがどれくらい区切れるかだと思います。極端な話ですがその部屋が3つか4つに区切らなくては行けない場合に、同じ部屋でサークルが活動するとごちゃごちゃになるような気がしますでしょうか。

石井中央公民館長： 先ほどお話したように、8部屋に区切るという事になります。例えば現在の中央公民館の午前、午後、夜間の利用状況を見てみますと午前は1部屋ぐらいは空いて

いますし、午後であれば1、2部屋は空いています。また、曜日によっても変わってきますが夜間については半分程度の部屋が空いていますので、何とか行けると考えております。以上です。

山田 治子委員長： ありがとうございます。

清水 正夫委員： お互い融通し合えば、という説明がありましたように出来ると思います。

それでもう一点懸念されることがありますが、新しい場所ですと駅前と言う事で利便性は良いかもしれませんが、皆さんがそこに行くまでのアクセスとか、歩いては行かないと思います。自家用車で行かれる方がずいぶんいらっしゃると思いますが、駐車場は今後どうなるのか脳裏をよぎったんですがいかがでしょうか。

石井中央公民館長： 駐車場の問題は大きな問題として、討議されております。ただ、現在の中央公民館の駐車場が使えますので、ここに停めて来てもらうことが大原則という形にはなってくると思います。

山田 治子委員長： よろしいですか。他にございせんか。はい。鶴岡さんお願いします。

鶴岡栄次郎委員： 今の駐車場の件ですけれども、公民館使用料を減免されているグループがありますが、そのグループが駐車場を使用する場合には回数券を発行していただけないでしょうか。

石井中央公民館長： 今のところ、検討はされていません。市役所の7、8階もそうですが、担当課が行う会議など例えば公運審の会議などをもし中央公民館で行う場合には、公式の会議であるので無料券を発行し配布する事を考えております。したがって、どこまでサークルに出すのかという事については今後協議は必要かと思いますが、逆にいいますと全部のサークルの全員に回数券を発行すると年間2,000万円以上の額が必要と計算されておりますので、ちょっと難しいかと思っております。

例えば障がい者、目の不自由な方が公民館を利用する場合には、配慮が必要かと考えております。現在はこの程度になります。

山田 治子委員長： そちらの件、よろしいですか。あと他にございせんか。はい。お願いいたします、北村委員。

北村 和利委員： 今回初めての公民館まつりの時に、各公民館を回らせていただいて公民館まつりを拝見させていただいたんですが、現在中央公民館と八幡台公民館が耐震問題という事で話に出ておりますけれども、公民館まつりの時に各公民館を回らせていただ

いて、桜井公民館と富来田公民館はまだ新しいと思いますが、他の公民館はだいぶ老朽化が進んでいると思います。他の公民館は耐震診断を行ったり、耐震性については問題ないのでしょうか。公民館は避難所になっていると思いますが、その点は館長さんはどうでしょうか。その辺をお聞きしたいんですが。

山田 治子委員長： お願いいたします。

石井中央公民館長： 耐震診断については一昨年実施しておりまして、その中で八幡台公民館が耐震性が低かったという事です。あと実際に耐震診断をしなければならない建物については、昭和 56 年度以前建てた建物でありまして、それ以後に建てられた建物については新耐震基準で建てられていますので大丈夫です。一昨年実施した耐震診断はその前に建てられた公民館、それについては八幡台公民館のみ耐震性能が不足していたという事で診断結果が出ておりますが、他の公民館については基準を満たしたという事になります。

したがって、耐震性が低かったのは中央公民館と八幡台公民館ということになります。

北村 和利委員： わかりました。

山田 治子委員長： よろしいですか。他にはよろしいでしょうか。ただ今、石井中央公民館長から説明がありましたが、本日から約 1 カ月間パブリックコメント期間と言う事ですので、皆さんからの意見もぜひ出していただきたいと思います。

他に事務局何かございますか。

事務局： もう一つ事務局よりおしらせがあります。

今年度開催予定の木更津市公民館実践交流会について、開催準備を進めている、実行委員長の古藤田憲之さんと事務局長の星野清見台公民館長からおしらせをお願いします。

#### 木更津市公民館実践交流会の事務局より説明

山田 治子委員長： ほかに何かございますか。

事務局・委員： 特にございません。

山田 治子委員長： それでは、長時間にわたり、慎重・審議をいただきまして、ありがとうございます。皆様のご協力に感謝を申し上げ、議長を降ろさせていただきます。

事務局 : 以上をもちまして、第3回定例会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

以上で全ての議事を終了し、第3回定例会を閉会した。

平成30年1月31日

議事録署名人 木更津市立公民館運営審議会委員長 山田 治子